

- 調査の趣旨 福祉分野において「従うべき基準」が存置されていることにより生じている具体的な支障事例を把握する。
- 調査の概要 対象:全国の都道府県及び市区町村
期間:平成28年12月2日～平成28年12月28日
- 結果 1,788地方自治体のうち、1,736地方自治体より回答。

【支障事例（アンケート結果事例より要約）】

- ・ 保育士の配置について、幼稚園免許所有者など保育従事に必要なスキルを有している職員がいるにもかかわらず、保育士の有資格者でないため、資格基準を満たさず児童を受け入れることができない。
- ・ 児童発達支援センターにおいて、食事を外部搬入して効率化を図り、児童の障がい特性に応じた処遇改善に充てたいが、施設内調理が義務付けられているため実現できない。
- ・ 放課後児童クラブの運営に当たり、平日と土曜日では利用児童数が異なるにもかかわらず、放課後児童支援員の人員配置基準があり、利用児童数に応じた支援員の柔軟な配置ができない。
- ・ 園舎から離れた場所に園庭があるため、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行することができない。
- ・ 介護保険の小規模多機能型居宅介護サービスの利用に際し、居宅介護支援専門員が当該サービスの介護支援専門員を兼務できるよう職員配置基準を緩和してもらいたい。
- ・ 指定障害者支援事業の計画相談支援事業所において、相談支援専門員の人材確保と育成が急務となっているが、養成するまでに5年間かかるため、即戦力となる人材が確保できない。
- ・ 障害者向けグループホームを病院や入所施設と同一敷地内に建築し、連携を図ることで障害者支援につなげたいが、設備基準により設置できない。

※ 支障事例の具体的な内容については、引き続き要精査